

原料費調整制度に基づく

令和4年9月のガス料金について

令和4年7月29日

上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和4年9月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和4年4月～令和4年6月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

令和4年9月検針分に適用する料金につきましては、広報上越9月号での記事掲載、ガス水道局本局及び営業所の窓口での掲示、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518

料金表（令和4年9月）

- 一般契約料金（各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます）
基準単位料金に対しては40.75円（税込）上方調整して料金を算定します。
また、基本料金は変わりません。

区分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0~25m ³	26~150m ³	151m ³ ~
基本料金 (円/月)	374.00	418.00	638.00
調整単位料金 (円/m ³)	163.25	161.48	160.02

【ガス料金の計算式】

1か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく
単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)
(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月の ご使用量	令和4年9月 適用料金	令和4年8月 適用料金	増減額	増減率
35m ³	6,069円/月	5,925円/月	144円/月	2.43%

※ 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量35m³（45.0メガジュール/m³）に基づいて算出しています。

<お問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係

TEL 025-522-5518 内線311、312

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和4年4月～令和4年6月 (令和4年9月検針分に適用)	令和4年3月～令和4年5月 (令和4年8月検針分に適用)
平均原料価格※ ¹	104,320 円／ t	99,310 円／ t

基準平均原料価格※ ²	54,900 円／ t
------------------------	---------------

※1 平均原料価格＝LNG平均価格×0.9751＋LPG平均価格×0.0458

※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定（令和元年6月から8月までのLNG平均価格54,070円×0.9751＋令和元年6月から8月までのLPG平均価格47,480円×0.0458）

◆ 平均原料価格の算定

$$\begin{aligned} \text{LNG平均原料価格} &= \text{LNG平均価格（令和4年4月～令和4年6月貿易統計値）} \times 0.9751 \\ &= 101,840 \text{ 円} / t \times 0.9751 \\ &= 99,304.184 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{LPG平均原料価格} &= \text{LPG平均価格（令和4年4月～令和4年6月貿易統計値）} \times 0.0458 \\ &= 109,590 \text{ 円} / t \times 0.0458 \\ &= 5,019.222 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{LNG平均原料価格} + \text{LPG平均原料価格} \\ &= 99,304.184 \text{ 円} / t + 5,019.222 \text{ 円} / t \\ &= 104,323.406 \text{ 円} / t \\ &\quad \downarrow \text{（10円未満四捨五入）} \\ &= 104,320 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

◆ 原料価格変動額の算定

$$\begin{aligned} \text{原料価格変動額} &= \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \\ &= 104,320 \text{ 円} / t - 54,900 \text{ 円} / t \\ &= 49,420 \text{ 円} / t \\ &\quad \downarrow \text{（100円未満切捨て）} \\ &= 49,400 \text{ 円} / t \end{aligned}$$

◆ 調整単位料金（1m³あたり）の算定（一般契約B区分の場合）

$$\begin{aligned} \text{調整単位料金} &= \text{基準単位料金} + (0.075 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + (0.075 \text{ 円} \times 49,400 \text{ 円} / 100 \text{ 円}) \times 1.1 \\ &= 120.73 \text{ 円} + 40.7550 \text{ 円} \\ &= 120.73 \text{ 円} + 40.75 \text{ 円（小数点第3位以下切下げ）} \\ &= 161.48 \text{ 円} \end{aligned}$$

※ 原料価格変動額100円につき基準単位料金単価を1m³あたり0.0825円（0.075円に1.1を乗じた値）調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³あたり40.75円（税込）上方調整します。